

東京都ダンススポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京都ダンススポーツクラブと称する。

2 本会の英文名を「Tokyo DanceSport Club」とする。

3 本会の通称を「東京都D S C」あるいは「東京D S C」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、社団法人日本ダンススポーツ連盟東京都連盟(以下、「東京都連盟」という。)の加盟団体として、社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下、「J D S F」という。)及び東京都連盟の方針に基づき、地域のダンススポーツの普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東京都に於けるダンススポーツ競技を含むダンススポーツ全般の普及と発展に関すること。
- (2) J D S F 及び東京都連盟の事業を積極的に支援すること。
- (3) ダンススポーツを通じての会員相互の健康増進と親睦に関すること。
- (4) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は、原則として次の各号のいずれかに該当し、且つ、県内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学することにより本県を活動の根拠地と定める者とする。ただし、これによりがたい場合で県連盟の同意があった場合にはこの限りではない。

- (1) D S C J 全日本統一級のノービス競技会でD級資格を得たJ D S F 非会員で、本会を通してJ D S F に入会を希望する者
- (2) 別紙に規定するプロ団体が主催する公式競技会に出場し、当該主催者団体の昇降級規程の適用を受けている選手及びその経験者
- (3) 2003年以前にD S C に登録していた者

(4) 他の都道府県D S Cからの転入を希望する者

2 前項の会員資格を有する者がJ D S F 認定サークルを辞めてD S Cに移籍することは認められないものとする。

3 第1項の会員資格を有するJ D S F 会員がJ D S F 認定サークルでの活動を主としながらD S Cの活動をも行う場合は、当該J D S F 認定サークルからJ D S F 会員登録を行うことを条件に本会への入会を認めるものとする。この場合、J D S F 認定サークルを脱退した場合には本会に籍を置くことができない。

4 本条の規定は、前項までの規定に係わらずJ D S F からの指導があった場合にはその指導を優先し、また東京都連盟と調整の上で運用するものとする。

(会費等)

第6条 会員は、別途定める入会金、会費及び事業分担金を納めなければならない。

(2) 前項の金額の徴収にはAリーグ部集金代行を活用出来るものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会 自己の意思をもって本会を退くことをいい、第5条の条件を満たす場合には再び入会することができる。

(2) 転出 転勤等のやむを得ない事情で他のD S Cに移転することをいい、第5条の条件を満たす場合には再び本会に転入することができる。

(3) 除名 自己の意思に関わらず退くことをいい、再び入会することはできない。

(4) 死亡

2 前項第3号の除名は次の各号の一に該当する場合とし、理事会において出席理事の3分の2以上の同意をもって決定する。但し、J D S F 会員資格の失効についてはJ D S F の決定に従う。

(1) J D S F、東京都連盟又は本会の名誉を著しく損なう行為があったとき。

(2) J D S F 定款、東京都連盟の規約又は本会の規約その他違反行為があったとき。

(3) その他社会的に不都合な行為等があったとき。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 理 事 6名以上20名以内

(2) 監 事 2名以上3名以内

2 理事の中から次の役職者を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名以内

(3) 会 計 1名

(4)事務局長 1名

(役員の選出)

第9条 役員は、会員の中から総会で選出する。

- 2 役員に立候補を表明する際には推薦者 1 名を付して理事会の提示する期限まで書面をもって事務局に届け出るものとする。
- 3 任期中に監事全員若しくは理事の過半数が業務遂行不能となった場合は、臨時総会を開催して補充しなければならない。

(会長及び副会長の職務)

第10条 会長は、本会を代表し業務を統括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名した順序で、その職務を代理する。

(監事の職務)

第11条 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

- 2 監事は、理事会に出席することができる。

(役員の任期)

第12条 本会の役員の任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。
- 3 役員は、再任されることができるものとする。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において出席理事の3分の2以上の同意をもって解任することができる。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。また事務機能の一部をJDSFブロックに委託することができる。

第5章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、出席した者(書面表決者及び表決委任者を含む。以下同じ。)によって成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 3 議長は、各会議の出席者の中から互選により選任するものとする。

(総会)

第 16 条 総会は、本会の最高意思決定機関で、本会の会員で構成し、毎年 1 回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

2 前項に定めるほか、理事の過半数若しくは会員の過半数から会議の目的事項を示して請求のあった場合又は監事全員による招集の請求があった場合は、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。ただし、この臨時総会が成立しない場合は、理事会において内容を審議し、次の総会までの間仮執行することができる。

3 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他必要と認められた重要事項

(理事会)

第 17 条 理事会は、総会に次ぐ意思決定機関及び業務執行機関で、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 第 1 項に定めるほか、理事会の過半数又は会員の過半数から理事会の招集の請求があった場合は、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する議案に関する事項
- (2) 会務の執行に関する重要な事項
- (3) その他理事会において必要と認める事項

5 理事会は別途定めるグループメールで行う理事会（以下メール会議と称す）実施要綱（以下会議要綱と称す）にのっとりメールで行う事も出来る。

メール会議では迅速性を重んじ、招集者、議長、表決については会議要綱を優先する。会議要綱の改正はメール会議で行う。

(議事録)

第 18 条 本会の会議では議事録を作成するものとする。

2 議事録及び総会資料、並びに会員名簿は、会長及び事務局長がこれを保存するものとし、東京都連盟若しくは J D S F からの要請があれば提出するものとする。会長は事務局長に保存を委任出来る。

第 6 章 組織

(委員会等)

第 19 条 本会の業務遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、委員会及び専門部会を置くことができる。

2 委員会及び専門部会の名称、分担する事務その他必要な事項は、別に定める。

第 7 章 会計

(会計)

第 20 条 本会の会計は、会員からの会費、事業から生じる収入、J D S F からの支援金、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 21 条 本会の事業計画は、総会の承認を得なければならない。実行予算及び実施計画の決定は理事会に委任出来るものとする。

(収支決算)

第 22 条 本会の収支決算は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

2 収支決算には、財産目録及び事業報告とともに監事の意見を付すものとする。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 1 2 月 31 日に終わる。

第 8 章 補則

(解散)

第 24 条 本会の解散は、総会において 3 分の 2 以上の議決を得るものとする。

2 本会の解散に伴う残余財産は、総会の議決を経て、J D S F に寄付するものとする。

(補則)

第 25 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

2 東京ダンススポーツクラブ規約別紙に記載する事項は理事会が決定する。

附 則

この規約は、平成 16 年 1 月 1 日から遡及して施行する。

東京都ダンススポーツクラブ規約別紙

1. 規約第5条第1項第2号に定めるプロ団体については、以下の通りとする。

1. 旧日本競技ダンス連盟の総局又は支局のD級以上
2. J B D Fの総局又は支局のG級以上
3. J D C、J P B D A又はJ C Fの、総局若しくは支局又はそれらの下部組織が級認定を行った場合、そのD級以上